

通常(当初)の通知文例

令和 年 月 日

〇〇 〇〇 様

二宮町都市部都市整備課

空家等の適正管理について

〇〇 〇〇 様が所有する「 番地の（地番 番 ）」の物件につきまして、別紙写真のとおり、敷地内の草木が繁茂し、町道へ越境しています。〇〇様におかれましては、至急、現地をご確認いただき、空家等の適切な管理について、ご対応いただきますようお願いいたします。

なお、既にご対応されている場合は行き違いですので、ご了承ください。

空家等につきましては、空家法第 5 条に「空家等の所有者又は管理者は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努める～」となっており、本通知は空家法第 12 条に基づき通知をしています。

問合せ先
〒259-0196 神奈川県中郡二宮町二宮 961
二宮町役場都市部都市整備課計画指導班
連絡先:Tel 0463-71-5956
Fax 0463-73-0134

管理不全空家の可能性について強調した通知文例

令和 年 月 日

〇〇 〇〇 様

二宮町都市部都市整備課

空家等の適正管理について

〇〇 〇〇 様が所有する「 番地の（地番 番 ）」の物件につきまして、別紙写真のとおり、敷地内の草木が繁茂し、町道へ越境しています。〇〇様におかれましては、至急、現地をご確認いただき、空家等の適切な管理について、ご対応いただきますようお願いいたします。

〇〇 様には、これまでも、適正な管理を実施するようにお願いしておりますが、町では、令和 年 月 日現在、管理行為を確認できておりません。

万が一、当該物件を起因とする事故が発生した場合は、物件の管理者である 〇〇 様の責任が問われることにもなりますので、至急、現地をご確認いただき、空家等の適切な管理について、ご対応いただきますようお願いいたします。

なお、既にご対応されている場合は行き違いですので、ご了承ください。

空家等につきましては、空家法第 5 条に「空家等の所有者又は管理者は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。」となっており、本通知は空家法第 12 条に基づき通知をしています。

空家法第 13 条の管理不全空家等や同法 22 条の特定空家等と認定され、「勧告」以上の措置を受けると、固定資産税の住宅用地に対する課税標準額の特例軽減(地方税法第 349 条3の2)が解除され、土地の固定資産税額が大幅に増すこととなりますので早期解消に努めてくださいますようお願いいたします。

問合せ先
〒259-0196 神奈川県中郡二宮町二宮 961
二宮町 都市部 都市整備課 計画指導班
連絡先:Tel 0463-71-5956
Fax 0463-73-0134